

東京都公報

発行
東京都

目次

- 東京都育英資金貸付条例による返還金の収納委託
……(生活文化局私学部私学振興課)……一
- 都市計画の変更(二件)
……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……一
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書
……(環境局総務部環境政策課)……二
- 知事許可漁業の制限措置等
……(産業労働局農林水産部水産課)……二
- 保安林の皆伐面積の限度
……(産業労働局農林水産部森林課)……七
- 都道の区域変更(二件)
……(建設局道路管理部路政課)……七
- 警備業法による行政処分についての公開の聴聞
……(警備課)……三
- 東京海区における釣漁法の制限
……(東京海区)……三
- 開発行為に関する工事完了
……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……三
- 消防法に基づく命令
……(東京消防庁)……三

告示

●東京都告示第千四百五十八号

東京都育英資金条例(平成十七年東京都条例第三十一号)附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の東京都育英資金貸付条例(平成十二年東京都条例第十八号)第十一条に規定する返還金の収納事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和二年十二月一日

東京都知事 小池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 ニッテレ債権回収株式会社

(二) 所在地 港区芝浦三丁目十六番二十号

二 委託期間

令和二年十二月一日から令和三年三月三十一日まで

●東京都告示第千四百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第一項の規定により町田都市計画区域を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により告示する。

令和二年十二月一日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画区域の 変更に係る土地の区域

名称

町田都市計画区 追加する部分

域

町田市小山町字二十二号、字三十四号、字三十九号、相原町字根岸及び字川島各地方内
削除する部分

相模原市中央区宮下本町三丁目、
緑区東橋本四丁目、橋本四丁目、
橋本五丁目、町屋二丁目、町屋三丁目及び広田各地方内

●東京都告示第千四百六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により町田都市計画区域区分を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和二年十二月一日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

町田都市計画区域区分

市街化区域 追加する部分

町田市小山町字二十二号、字三十四号、字三十九号、相原町字根岸及び字川島各地方内
削除する部分

相模原市中央区宮下本町三丁目、
緑区東橋本四丁目、橋本四丁目、
橋本五丁目、町屋二丁目、町屋三丁目及び広田各地方内

二 関係図書の縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)

●東京都告示第千四百六十一号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十条第一項の規定に基づき、大井町駅周辺広町地区開発について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があったので、条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二

渋谷区代々木二丁目二番二号

二 対象事業の名称及び種類

大井町駅周辺広町地区開発

高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、東京都品川区広町二丁目に位置する敷地面積約三万七千平方メートルの計画地に、業務、宿泊、住宅、商業、駐車場等の主要な用途を含む建築物を計画するものである。

四 周知地域の範囲

品川区 広町一丁目、広町二丁目、南品川四丁目、南品川五丁目、南品川六丁目、東大井三丁目、東大井四丁目、東大井五丁目、東大井六丁目、大井一丁目、大井二丁目、大井三丁目、大井四丁目、大井五丁目、大井七丁目、西大井一

丁目、西大井二丁目、西大井三丁目、二葉一丁目、二葉二丁目、豊町二丁目、豊町三丁目、西品川一丁目、西品川二丁目及び西品川三丁目の区域

大田区 山王一丁目及び山王二丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

令和二年十二月一日から同月十日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 品川区都市環境部環境課

品川区広町二丁目一番三十六号

イ 大田区環境清掃部環境計画課

大田区蒲田五丁目十三番十四号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和二年十二月二十一日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

●東京都告示第千四百六十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において準用する同法第四十二条第一項の規定により、知事許可漁業について制限措置を定めたので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり告示する。

令和二年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間(1)

知事許可漁業	漁業種類	船舶の総トン数		許可又は起業の認可又は漁業者の数		制限措置の事項及び内容			申請すべき期間
		船舶の総トン数	許可証に記載されている船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
かめ漁業	かめ漁業	許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている船舶の総トン数	定めなし	八丈島近海漁場(八丈町及び青ヶ島村地先海面をいう。以下同じ。)	周年	東京都八丈支庁管内の漁業者であること。	なし	
			許可証に記載されている船舶の総トン数	定めなし	小笠原近海漁場(小笠原村地先海面をいう。以下同じ。)	周年	東京都小笠原支庁管内の漁業者であること。		
さんご漁業	さんご網漁業	総トン数 20 トン未満で許可証に記載されている船舶の総トン数	総トン数 20 トン未満で許可証に記載されている船舶の総トン数	定めなし	伊豆諸島海域(千葉県、神奈川県、静岡県との境から、燗崎岩と北之島との中間線までの伊豆諸島地先海面をいう。以下同じ。)(以下に定めるA線とB線との間の海域及び北緯30度00分(測量法(昭和24年法律第188号)第11条第3項に規定する世界測地系による。以下同じ。))以南の海域を除く。)	周年 (6月1日から同月30日までを除く。)	東京都各支庁(小笠原支庁を除く。))管内に住所を有すること。ただし、共同経営によりこの漁業を営む場合は、経営体を構成する全ての者が東京都各支庁(小笠原支庁を除く。))管内に住所を有すること。	なし	
			許可証に記載されている船舶の総トン数	定めなし	小笠原海域(燗崎岩と北之島との中間線(北緯28度30分の線)から南側の小笠原諸島地先海面をいう。以下同じ。)(北緯27度41分以北及び北緯24度30分以南の海域を除く。)	周年 (6月1日から同月30日までを除く。)	東京都小笠原支庁管内に住所を有すること。		
火光利用さば漁業	一本釣り漁業、たもすくい漁業	新トン数適用船舶(昭和57年7月18日以前に建造された船舶及び昭和57年7月17日以前に建造された船舶又は建造に着手された船舶のうち昭和57年7月18日以前に特定修繕(船舶のトン数の測定に関する法律(昭和55年法律第40号)附則第3条第1項に定める特定修繕をいう。))を行った船舶をいう。以下同じ。))にあっては総トン数 100 トン以下、旧トン数適用船舶(新トン数適用船舶以外の船舶をいう。以下同じ。))にあっては総トン数 70 トン未満で許可証に記載されている船舶の総トン数。ただし、平成3年度及び平成4年度に実施した、この漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」で共補償を行った残存漁業者の使用する船舶の場合は、新トン数適用船舶にあっては総トン数 150 トン以下、旧トン数適用船舶にあっては100 トン未満で許可証に記載されている船舶の総トン数	0	定めなし	伊豆諸島海域(ただし、八丈島近海漁場及び伊豆島近海漁場(ペヨナーズ列岩から燗崎岩と北之島との中間線までの海域をいう。以下同じ。))を除く。)	周年	定めなし		

制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（2）

制限措置の事項及び内容

知事許可漁業	漁業種類	船舶の総トン数	許可又は起業の認可又は漁業者の数を申請すべき船舶等の数		推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	申請すべき期間
			許可又は起業の認可又は漁業者の数	申請すべき船舶等の数					
とびうお流し刺し網漁業	とびうお流し刺し網漁業	許可証に記載されている船舶の総トン数	0		定めなし	伊豆諸島海域のうち許可証に記載されている区域	周年	東京都大島支庁管内、三宅支庁管内及び八丈支庁管内に住所を有する漁業者であること。	
とびうお流しまき網漁業	とびうお流しまき網漁業	許可証に記載されている船舶の総トン数	0		定めなし	伊豆諸島海域及び小笠原海域のうち許可証に記載されている区域	周年	定めなし	
固定式刺し網漁業	たかへん固定式刺し網漁業	許可証に記載されている船舶の総トン数	0		定めなし	共第14号（平成25年東京都告示第417号による公示内容のとおり。以下同じ。）の漁場の区域	周年	共第14号第2種共同漁業権に係る行使契約に基づき入漁する者であること。	
建て切り網漁業	建て切り網漁業	許可証に記載されている船舶の総トン数	0		定めなし	共第14号の漁場の区域	周年	東京都に住所を有する者であること。	なし
棒受け網漁業	あじ・さば棒受け網漁業	新トン数適用船舶にあっては総トン数100トン以下、旧トン数適用船舶にあっては総トン数70トン未満で許可証に記載されている船舶の総トン数。ただし、平成3年度及び平成4年度に実施した、この漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」で共捕獲を行った残存漁業者の使用する船舶の場合は、新トン数適用船舶にあっては総トン数150トン以下、旧トン数適用船舶にあっては100トン未満で許可証に記載されている船舶の総トン数	0		定めなし	伊豆諸島海域（ただし、八丈島近海漁場及び鳥島近海漁場を除く。）	周年	東京都以外に住所を有する者であること。	

制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間 (3)

制限措置の事項及び内容

知事許可漁業	漁業種類	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数		推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業者の資格	申請すべき期間
底立てはえ縄漁業	底立てはえ縄漁業	総トン数 100 トン未満で許可証に記載されている船舶の総トン数	0	定めなし	定めなし	<p>東京都海面 (東京都の地先海面をいう。)(次の海域を除く。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小笠原海域 2 北緯 34 度以北の海域 3 錢洲、御蔵島及びイナツノ島周辺における次のイからハの点を順次結んだ線及びビとイの点を結んだ線によって囲まれた海域。ただし、ニとホはイナツノ島距岸 12 海里の線、ホとヘは御蔵島距岸 12 海里の線で結ぶものとし、その他は直線で結ぶものとする。 イ 北緯 34 度 00.2 分 東経 138 度 45.5 分 ロ 北緯 33 度 50.2 分 東経 138 度 37.8 分 ハ 北緯 33 度 48.2 分 東経 138 度 37.8 分 ニ 北緯 33 度 48.2 分 東経 139 度 08.6 分 ホ 北緯 33 度 39.7 分 東経 139 度 31.8 分 ヘ 北緯 34 度 00.2 分 東経 139 度 48.8 分 <p>4 八丈島及び青ヶ島周辺における次のイからケの点を順次結んだ線及びクとイの点を結んだ線によって囲まれた海域。ただし、ロとハ及びホとヘは八丈島距岸 20 海里の線、リとヌは青ヶ島距岸 6 海里、ルとオは青ヶ島距岸 12 海里の線で結ぶものとし、その他は直線で結ぶものとする。</p> <p>イ 北緯 33 度 36.7 分 東経 139 度 47.8 分 ロ 北緯 33 度 29.2 分 東経 139 度 44.1 分 ハ 北緯 33 度 25.4 分 東経 139 度 31.0 分 ニ 北緯 33 度 17.4 分 東経 139 度 33.8 分 ホ 北緯 33 度 12.8 分 東経 139 度 21.1 分 ヘ 北緯 32 度 50.7 分 東経 139 度 29.1 分 ト 北緯 32 度 50.2 分 東経 139 度 44.3 分 チ 北緯 32 度 27.2 分 東経 139 度 31.5 分 リ 北緯 32 度 26.8 分 東経 139 度 38.3 分 ヌ 北緯 32 度 26.3 分 東経 139 度 54.0 分 ル 北緯 32 度 26.3 分 東経 139 度 54.0 分 オ 北緯 32 度 26.2 分 東経 140 度 00.1 分 カ 北緯 32 度 34.7 分 東経 139 度 58.3 分 ク 北緯 32 度 35.4 分 東経 139 度 46.8 分 ケ 北緯 33 度 23.7 分 東経 140 度 15.3 分 コ 北緯 33 度 23.9 分 東経 140 度 07.8 分 ク 北緯 33 度 35.0 分 東経 140 度 14.3 分</p> <p>5 島島距岸 8 海里以内の海域</p> <p>6 ハローヌ (ペイコナーズ) 及びスミス島距岸 6 海里以内の海域 (ただし、5月から12月までは3海里以内の海域)</p>	周年	定めなし	なし

制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（4）

制限措置の事項及び内容

知事許可漁業	漁業種類	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	申請すべき期間
かつお・まぐろ釣り漁業	かつお・まぐろ釣り漁業 (主に操業期200メートル以深で行う旗流し又は釣り)	総トン数 20 トン未満で許可証に記載されている船舶の総トン数	0	定めなし	小笠原海域	周年	定めなし	なし
		総トン数 20 トン未満で許可証に記載されている船舶の総トン数	0	定めなし	小笠原海域	周年	定めなし	
まぐろはえ縄漁業	まぐろはえ縄漁業	総トン数 20 トン未満で許可証に記載されている船舶の総トン数	0	定めなし	小笠原海域	周年	定めなし (ただし、用船による船舶を使用する場合は、当該船舶の所有者の住所及び主たる根拠地と同じ都県に住所を有する者であること。)	なし
		総トン数 60 トン未満で許可証に記載されている船舶の総トン数	0	定めなし	小笠原海域	周年	定めなし (ただし、用船による船舶を使用する場合は、当該船舶の所有者の住所及び主たる根拠地と同じ都県に住所を有する者であること。)	
底魚一本釣り漁業	底魚一本釣り漁業	許可証に記載されている船舶の総トン数	0	定めなし	小笠原海域	周年	定めなし	なし
		許可証に記載されている船舶の総トン数	0	定めなし	小笠原海域	周年	定めなし	
潜水器漁業	潜水器漁業	該当なし	0	定めなし	利島周辺漁場(利島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合1,200メートルの線とによって囲まれた区域) 鵜渡根島周辺漁場(鵜渡根島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合1,000メートルの線とによって囲まれた区域) 新島・式根島周辺漁場(新島・式根島及び地内島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合2,000メートルの線とによって囲まれた区域)	周年	新島・式根島周辺漁場を区域とする漁業権の免許を受けた漁業協同組合の個人である組合員であること。	なし
		該当なし	0	定めなし	大島近海漁場(大島町、利島村、新島村、神津島村の地先海面(銭洲を含む。)) 三宅島近海漁場(三宅村及び御蔵島村の地先海面(イナンバ島を含む。))	周年	東京都大島支庁管内に住所を有する漁業者であること。	
中型まき網漁業	中型まき網漁業	総トン数 15 トン未満で許可証に記載されている船舶の総トン数	0	定めなし	八丈島近海漁場	周年	東京都八丈支庁管内に住所を有する漁業者であること。	なし
		総トン数 15 トン未満で許可証に記載されている船舶の総トン数	0	定めなし	八丈島近海漁場	周年	東京都八丈支庁管内に住所を有する漁業者であること。	

●東京都告示第千四百六十三号

森林法施行令(昭和二十六年政令第百七十六号)第四条の二第四項に規定する令和三年三月三十一日までに伐採することができる保安林の皆伐面積の残存許容限度を、同条第三項の規定により次のとおり公表する。

令和二年十二月一日

東京都知事 小池 百合子

保安林の種類 単位 同一単位とされる区域 皆伐面積の残存許容限度(ヘクタール)

水源涵養保安林 多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 六四五・八二

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 二六四・二二

浅川 八王子市の区域 七九・九一

計 九八九・九四

土砂流出防備保安林 多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 四七・八九

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 四・〇三

浅川 八王子市及び町田市の区域 一五・七九

大島 神津島村の区域 〇・五〇

八丈島 八丈島八丈町の区域 八一・五四

計 一四九・七五

土砂崩壊防備保安林

秋川 あきる野市及び西多摩郡日の出町の区域 〇・五八

計 〇・五八

干害防備保安林 秋川 西多摩郡檜原村の区域 〇・七八

大島 大島町の区域 一・八六

八丈島 八丈島八丈町の区域 〇・四〇

小笠原 小笠原村の区域 八六・八八

計 八九・九二

保健保安林 多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 一六・三八

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 一七・五三

浅川 八王子市及び町田市の区域 一〇・五二

小笠原 小笠原村の区域 一九六・〇〇

計 二四〇・四三

諸島

●東京都告示第千四百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。その関係図面は、令和二年十二月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。令和二年十二月一日

東京都知事 小池 百合子

一(一) 路線名 東京市川

二(一) 変更の区間 中央区晴海三丁目百十二番地先から同区晴海五丁目五百一番地先まで

三(一) 変更の概要 別図表示(1)のとおり

二(二) 路線名 豊洲有明

三(二) 変更の区間 中央区晴海五丁目十三番二地先から同区晴海四丁目百五番二地先まで

三(三) 変更の概要 別図表示(2)のとおり

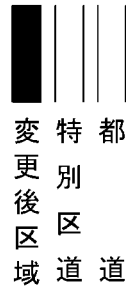
二(三) 路線名 日比谷豊洲埠頭東雲町

三(四) 変更の区間 中央区晴海三丁目六番地先から同区晴海五丁目五百一番地先まで

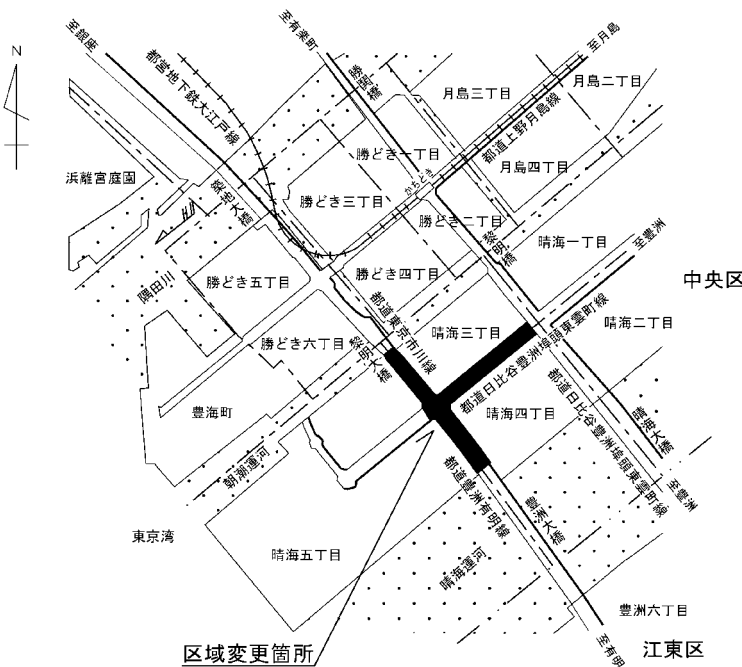
三(五) 変更の概要 別図表示(3)のとおり

別図

都道東京市川線
 都道豊洲有明線
 都道日比谷豊洲埠頭東雲町線
 中央区晴海三丁目、晴海五丁目
 区域変更後略図



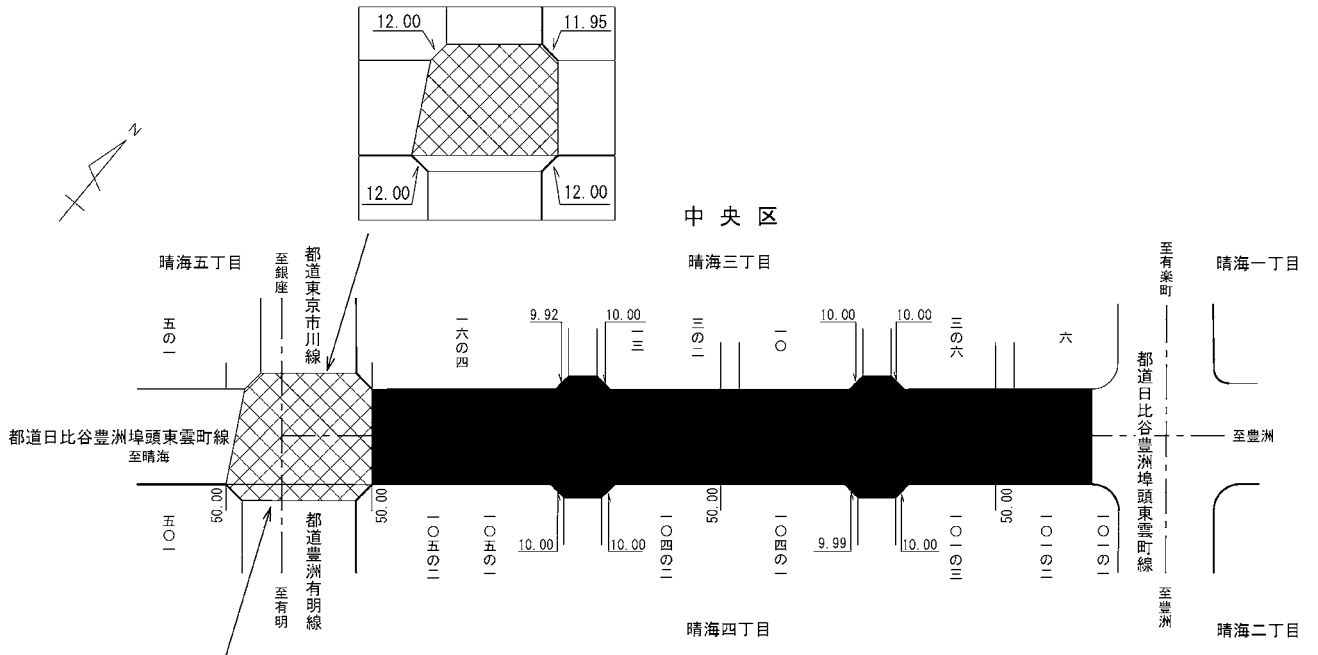
- (1) 都道東京市川線
 - 延長 二七〇・〇〇メートル
 - 面積 一四、四五七・八七平方メートル
- (2) 都道豊洲有明線
 - 延長 二四一・二三メートル
 - 面積 一四、四二六・七八平方メートル
- (3) 都道日比谷豊洲埠頭東雲町線
 - 延長 三七九・五八メートル
 - 面積 一九、六七三・九五平方メートル
- 変更後重用区域
 - (3) 都道日比谷豊洲埠頭東雲町線(都道東京市川線との重用)
 - 延長 七六・九九メートル
 - 面積 四、〇九六・七四平方メートル
 - (3) 都道日比谷豊洲埠頭東雲町線(都道豊洲有明線との重用)
 - 延長 七六・九七メートル
 - 面積 五八一・七三平方メートル



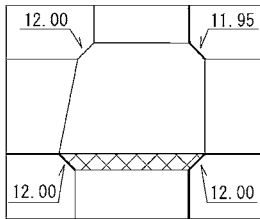
区域変更箇所

(3) 都道日比谷豊洲埠頭東雲町線

② 都道日比谷豊洲埠頭東雲町線
(都道東京市川線との重用)



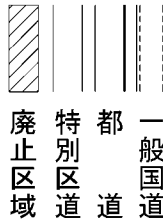
③ 都道日比谷豊洲埠頭東雲町線
(都道豊洲有明線との重用)



別図

都道日本橋芝浦大森線区域変更略図
中央区日本橋一丁目地内

●東京都告示第千四百六十五号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

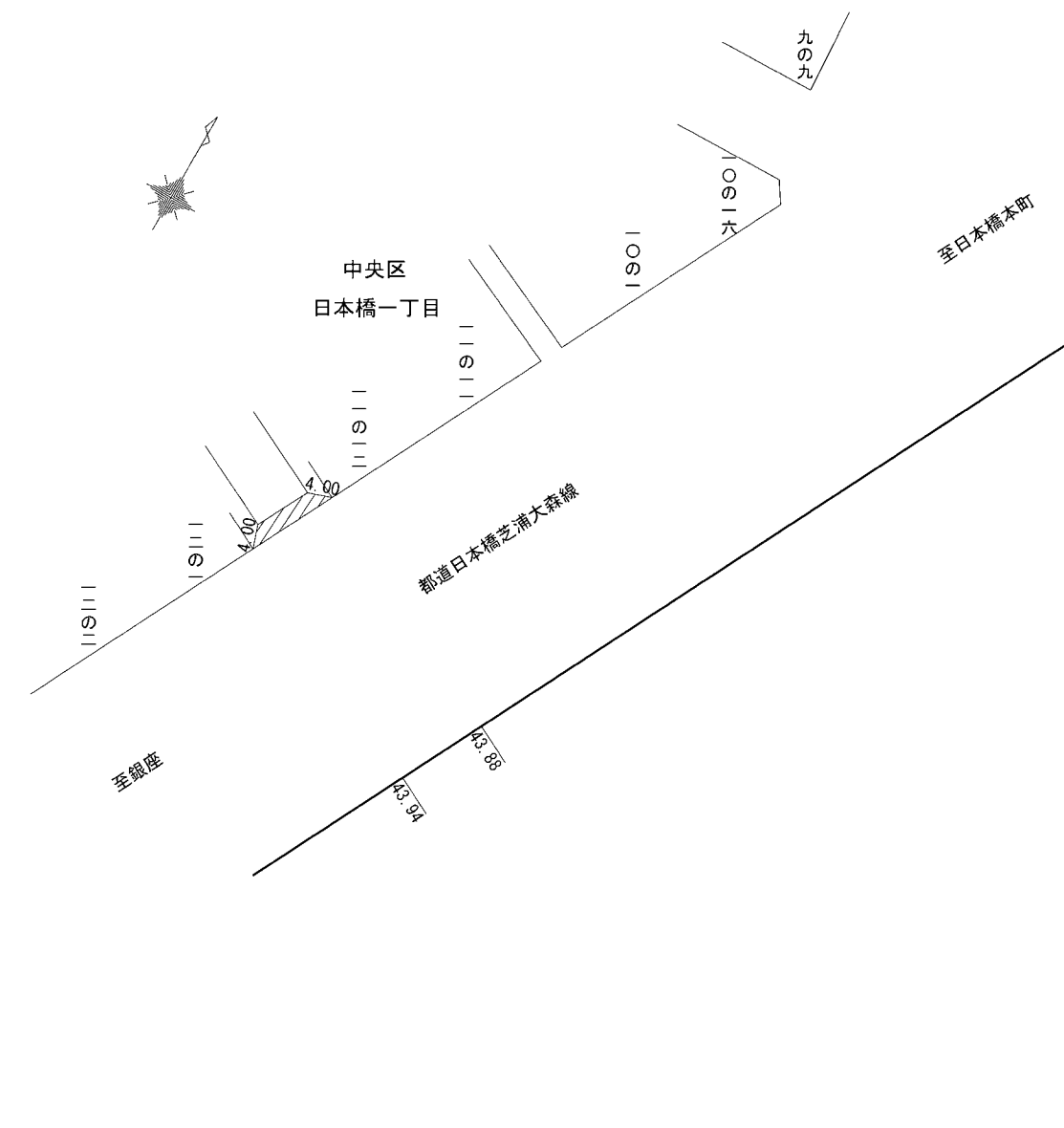


 一般国道
 都道
 特別区道
 廃止区域
 延長 一五・〇メートル
 面積 三四・七八平方メートル



その関係図面は、令和二年十二月一日から起算して二週
 間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和二年十二月一日
 東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 日本橋芝浦大森
- 二 変更の区間 中央区日本橋一丁目十一番十二地先から同所十二番一地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり



告示(公)

東京都公安委員会告示第373号

警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第7項の規定による行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び警備業法第50条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和2年12月1日

東京都公安委員会

委員長 北井久美子

記

1 日時

令和2年12月8日（火曜日） 午前10時開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場

3 被聴聞者の住所及び氏名

足立区入谷二丁目10番15号やすらぎハイツ203号 高橋 秀光

告示(海区漁調)

東京漁調指示第十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、東京海区における釣漁法について、次のとおり制限する。

令和二年十二月一日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元貴文

(釣漁法の禁止)

一 大島、利島、新島（鶴渡根島及び地内島を含む。）、式根島、神津島（恩馳島及び銭洲を含む。）、三宅島（大野原島を含む。）、御蔵島（蘭灘波島を含む。）、八丈島（八丈小島を含む。）、青ヶ島、ペリョネース列岩、須美寿島、鳥島及び孀婦岩の各最大高潮時海岸線から千五百メートル以内の海域においては、いさなや（餌虫類を除く。）を使用して、あかはた及びかやんを釣獲してはならない。

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、令和二年十二月七日から令和三年十二月六日までとする。

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和二年十二月一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

東村山市恩多町三丁目三十四番二及び同番三の各一部（第二工区） 立川市錦町二丁目四番二号 株式会社ライズウェル 代表取締役 渡邊裕

消防法に基づく命令の公告について

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）

第5条の3第1項の規定により命令を行ったので、同条第5項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年12月1日

東京消防庁

新宿消防署長 石井 十明

1 防火対象物の所在地 新宿区高田馬場二丁目14番5号

2 防火対象物の名称 キクナビル

3 命令を受けた者 菊池 秀雄

4 命令事項

令和2年10月5日午後4時までに、2の防火対象物の東側屋内階段3階から屋上までに存置されている雑誌1,342冊、本326冊、新聞紙16㎡、段ボール65箱、カゴ7個、ゴミ袋20袋、ライター91本、スプレー缶5本、プラスチックケース3個、掃除機1台、スリッパ4足及び紙袋38袋を除去すること。

5 令今年月日 令和2年10月5日

発行

東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

本号 一箇月 六、六〇〇円

印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

